

石岡台地 だより

石岡台地土地改良区
石岡台地土地改良事業推進協議会

理事長 島田 幸三
会長

茨城県石岡市貝地二丁目5番5号
電話（代表）0299-22-2010

 水土里ネット石岡台地
水土里ネット



石岡台地第3揚水機場（ドローンによる撮影画像）

も く じ

- ・理事長挨拶 P 2
- ・第78回通常総代会について P 3
- ・令和7年度予算及び令和5年度決算について P 4
- ・令和7年度主な補助事業の実施について P 5
- ・維持管理計画書変更のお願い P 6
- ・管理課トピックス P 7
- ・土地改良区からのお知らせ P 8



多面的機能支払交付金による植栽の様子

いしおか

石岡台地土地改良区理事長

石岡台地土地改良事業推進協議会会長

島田 幸三



組合員の皆様におかれましては、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また日頃より当土地改良区の事業運営や推進活動に對しましてご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般農家人口の減少はもとより温暖化に伴う豪雨災害の増加や水不足、電気料や資材

費高騰による維持管理費の上昇

など土地改良区を取り巻く環境

は厳しさを増しております。そ

のような中で、幸い米の買い取

り価格は昨年よりも大幅に上昇

しております。国も来年度予算

要求は米の増産を柱としたもの

になり、農地の大区画化や農業

水利施設の更新事業など大幅に

増える予定です。

近年、公共インフラ設備の老

朽化が社会問題化しております。

当改良区が管理している農業

水利施設も例外ではありません

ん。国営事業で造成された揚

水機場やパイプライン設備な

ど、すでに建設から40年以上経

過し老朽化による漏水や設備故

障も頻発している状況です。特

に国営機場操作運転の基幹をな

す「水管理システム」の老朽化

は深刻であることから、この設

備の更新が喫緊の課題となつて

おります。

その更新事業実施のために

は、受益面積を見直して現状の

施設規模に見合うよう土地改良

区に設置が義務付けられている

維持管理計画書の変更を行わな

ければなりません。維持管理計

画書の変更には組合員皆様方の

同意が必要となることから、今

後その趣旨を記載した同意書を

郵送する予定でございます。農

業水利施設は地域農業の重要な

役割を担っており農業の根幹を

なすものです。何卒ご理解の上

ご署名頂きますようお願い申し

上げます。

最後になりますが、役職員一

同今後も引き続き用水の安定供

給に努めるとともに、施設の維

持管理に万全を期してまいりま

すので重ねてご協力のほどお願

い申し上げます。よろしくお願いいたします。

きます。

新任職員紹介



三好 晴斗

4月から石岡台地土地改良区総務課に配属されました三好です。

土地改良区職員の一員として、地域の農業を支える重要な役割を担えることを大変光栄に思います。

組合員皆様のお役に立てるよう精一杯努力いたします。未熟な点多々ございますが、何卒ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

第78回通常総代会を開催

第78回通常総代会付議事項

- 議案第 1号 定款の一部変更について
- 議案第 2号 規約の一部変更について
- 議案第 3号 不納欠損処理について
- 議案第 4号 会計細則の一部変更について
- 議案第 5号 令和5年度事業報告及び財務諸表等について
- 議案第 6号 令和6年度事業計画・一般会計収入支出補正予算等専決報告について
- ・令和6年度事業計画変更
 - ・令和6年度一般会計収入支出補正予算
 - ・諸規程の新規制定並びに廃止及び一部変更等
- 議案第 7号 令和7年度事業計画について
- 議案第 8号 令和7年度賦課徴収額及び納入期日、並びに地区除外決済金算定基準について
- 議案第 9号 令和7年度一般会計収入支出予算について
- 議案第10号 令和7年度農業基盤整備資金借入について
- 議案第11号 令和7年度現金保管に関する金融機関指定について
- 報告第 1号 維持管理計画書の変更について
- 報告第 2号 滞納処分等の経過報告について



第78回通常総代会について

令和7年3月26日（水）小美玉市四季文化館みのり森のホールにおいて第78回通常総代会を開催いたしました。

総代改選後初の通常総代会となりました。現在数78名中67名の出席をいただき、島田理事長あいさつ、来賓及び祝電の紹介後、小美玉市の東ヶ崎文則総代を議長に選出し、令和7年度事業計画及び令和7年度一般会計収入支出予算を含めた11議案が原案どおり承認可決されました。

← 島田理事長



← 東ヶ崎総代

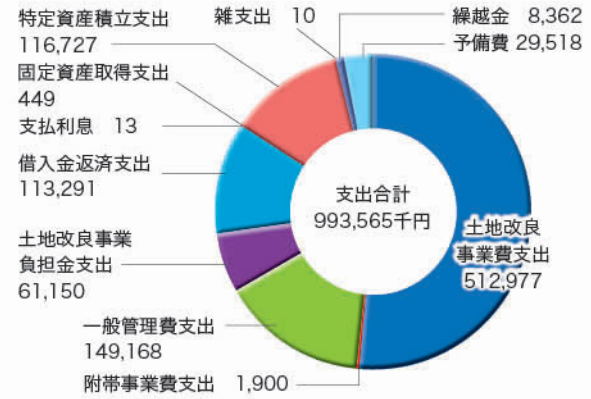
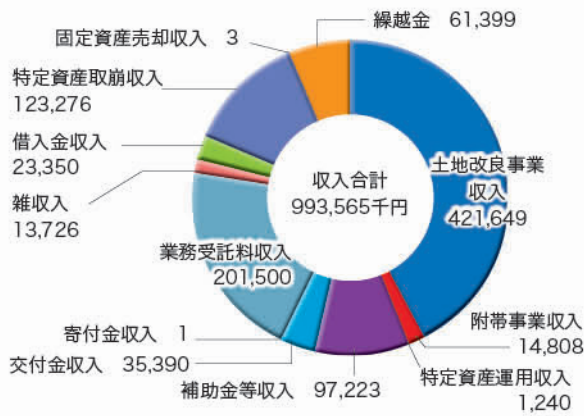


令和7年度予算及び令和5年度決算について

令和7年度 一般会計 予算

収 支 予 算

(単位：千円)



経常賦課金：4,000円/10a 6月賦課 事務費、国営基幹施設の維持管理費

令和5年度 一般会計 決算

貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日現在)

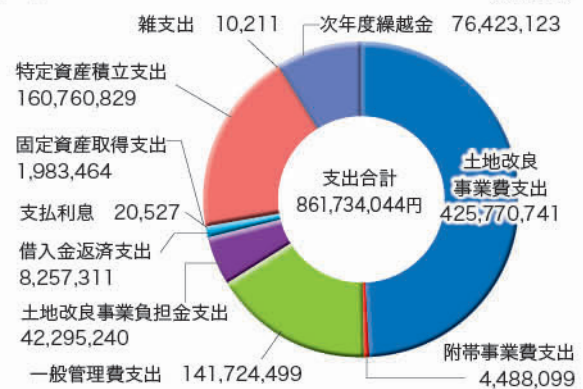
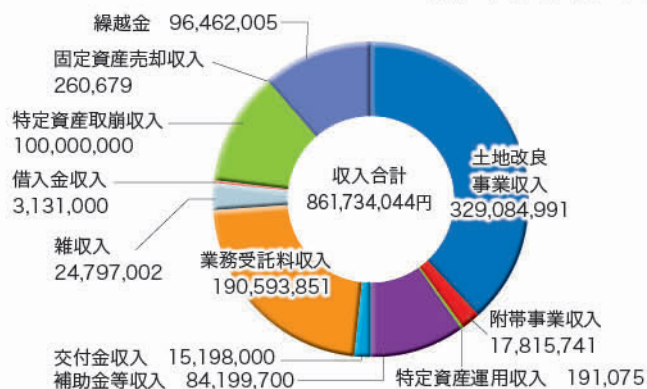
(単位：円)

資産の部				負債の部	
1 流動資産	143,908,689	施設更新積立資産	265,430,533	1 流動負債	86,685,469
現金及び預金	133,752,373	建物等更新積立資産	85,454,546	未払金	59,075,698
未収賦課金等	4,539,292	施設維持管理積立資産	60,357,470	預り金	2,467,152
その他未収金	4,213,600	(3)その他固定資産		短期借入金	22,254,619
その他流動資産	1,403,424	建物	7,732,837	適正化事業拠出金短期未払金	2,888,000
2 固定資産	1,602,812,712	機械及び装置	205,522	2 固定負債	1,645,633,708
(1)基本財産		車両運搬具	2,567,960	公庫資金等長期借入金	7,360,381
山林、宅地及びその従物	24,800,000	器具備品	1,899,315	その他長期借入金	1,556,610,000
(2)特定資産		ソフトウェア	152,094	適正化事業拠出金長期未払金	1,542,000
所有土地改良施設	731,807,147	適正化事業拠出金	10,332,000	職員退職給付引当金	75,235,141
土地改良施設用地等	1,529	長期未収賦課金等	17,320,965	その他固定負債	4,886,186
受託土地改良施設使用収益権	872	その他固定資産	9,824,072	負債合計	1,732,319,177
財政調整積立資産	118,248,317	不納欠損引当金	△ 6,413,047	正味財産の部	
職員退職給付引当積立資産	66,607,600	3 繰延資産	0	正味財産合計	14,402,224
転用決済金積立資産	206,482,980	資産合計	1,746,721,401	負債及び正味財産合計	1,746,721,401

収 支 決 算

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位：円)



令和7年度 主な補助事業の実施について

(1) 基幹水利施設管理受託事業 事業費 189,000千円

電気料・整備補修等(国営第1・2・3揚水機場)

(2) 水利施設管理強化事業 事業費 65,800千円

電気料・整備補修等(支線機場、分土工付帯工等)

(3) 土地改良施設維持管理適正化事業 事業費 38,300千円

ポンプ更新(千代田石岡第5機場、巴川流域第1機場)、パイプライン補修(恋瀬川上流第5) 変圧器更新(千代田石岡第5機場、恋瀬川左岸第1揚排水機場)

(4) 農業水路等長寿命化・防災減災事業 事業費 19,312千円

巴川流域地区第2工区(ゲート補修)

(5) 多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金・資源向上支払交付金)

地区の維持管理補修・環境整備(事務受託70地区)

(6) 県営畑地帯総合整備事業

区画整理・農道・用水施設整備(小岩戸地区)

(7) 県営経営体育成基盤整備事業

暗渠排水工・農業用用水施設の整備(倉数・与沢地区)

(8) 農地耕作条件改善事業 事業費 7,083千円

暗渠排水工・農業用用水施設の整備(巴川沿岸第5、園部川右岸第1.2.3)



水利施設管理強化事業による制御弁交換の様子



土地改良施設維持管理適正化事業による
ゲート補修工事の様子



多面的機能支払交付金による水路の草刈り作業



県単事業による水管橋の更新

組合員の皆様へ

同意書の提出期限は12月5日です。

まだの方はご提出いただきますよう、ご協力お願いいたします。

土地改良区から組合員の皆様へ重要なお知らせです

石岡台地の国営施設の更新には
組合員の皆様の同意が必要です
ご協力をお願いします



よくある質問 Q&A

Q1 施設を更新する
理由は？



Q2 更新は組合員に
費用が発生するの？



A1 老朽化した水管理施設
では送水に支障が出る
可能性があります。



A2 今回の施設の更新に
費用は発生しません。



※維持管理計画書は石岡台地のホームページにて掲載しております。
ご不明な点がございましたら ▶ 0299-22-2010

管理課トピックス

土地改良施設の盗難にご注意！

県内において蛇口等の盗難被害が多発しております。
つきましては下記の盗難対策を徹底し、常日頃の
施設の点検をして頂きますようお願い致します。

盗難被害品

- ・水田蛇口（真鍮製）
- ・用排水機場、樋門等施設の銘板
- ・グレーチング、電線等

対策の例

- ・プラスチック製蛇口の導入を検討する。
- ・水田蛇口を外しておいて自宅等で保管する。
（蛇口は個人管理となります）
- ・水田蛇口に設置位置の大字名や所有者の氏名を打
刻する。（古物業者に持ち込まれたとき盗品とし
て立証出来るよう）
- ・地区内のパトロールを行う。
- ・被害にあった場合は警察に被害届けを出して、土
地改良区へ報告して下さい。



プラスチック製蛇口の様子

コンプレッサーの貸し出しが可能です！

水田の蛇口の詰まり解消の為、コンプレッサー等を石岡台地土地改良区から貸し出しが可能です。
期間は4月21日から8月末頃、小美玉市中延の中央管理所にて貸し出しが可能です。
（動力としてポータブル電源も貸し出します。）

台数に限りがある為、電話予約を行うとスムーズに借りる事が出来ます。
（中央管理所 Tel.0299-58-1468）



コンプレッサー + ノズル + エアホース



ノズル（ハイスパット）

組合員の皆様へ ～土地改良区からのお知らせ～

期限内に納入しましょう

全国のコンビニエンスストア(納入通知書裏面に記載)から納入できるようになりました。

振込手数料は無料なのでご利用ください。

また、便利で手数料もかからない口座振替(自動引落)もご利用ください。

(取扱金融機関は、土地改良区に確認願います)

口座振替領収証は原則発行しませんので、口座振替の預金通帳でご確認ください。

なお、発行を希望される方には個別に対応いたします。

経常賦課金を期限内に納入されない場合は督促状が送付され、延滞日数に応じ延滞金が加算される場合もあります。

また、「督促状」、「催告書」が送付されても納入されない場合は、債権回収及び土地改良法第39条第5項による「滞納処分(差押え)」を行うことがございますので、期限内に納入されるようお願いします。

土地を転用するときは決済金の納入が必要です！

土地改良区受益地の農地を農地以外に転用するときは、土地改良法第43条第2項の規定により、地区除外決済金の納入が義務づけられています。

公共事業用地(国・県・市町の道路用地等)として買収される場合なども、同様に地区除外決済金の納入が必要となります。

組合員の資格に異動があったときは届け出が必要です！

- 農地の売買、贈与、交換等で名義変更したとき
- 農地を賃貸借契約または解約したとき
- 組合員が亡くなられたとき
- 農業者年金受給または老齢等により経営を委譲したとき
- 住所を変更したとき

これらに該当する場合には「資格得喪通知」の提出をお願いします。

※公共機関での手続きが完了しても、土地改良区へ届け出をしなければ変更されません。必ず当土地改良区へ届け出てください。

※売買等により滞納金のある農地を取得すると、土地改良法第43条第1項の規定により、新しい権利者に納入義務が生じますので、農地を取得するときは滞納があるか、必ず当土地改良区へお問い合わせください。

※資格得喪通知書は当土地改良区のホームページからダウンロードできます。



石岡台地土地改良区 〒315-0015 茨城県石岡市貝地二丁目5番5号

Tel.0299-22-2010 Fax.0299-22-2019 <https://www.ishiokadaichi.jp/>

中央管理所(配水期間中4月21日～8月31日)駐在

茨城県小美玉市中延2219 Tel.0299-58-1468

